

IGF 京都への海外参加者に対する日本政府によるビザ発給拒否に強く抗議します

JCA-NET 理事会

2023/12/20

Table of Contents

- [1. ビザ発給拒否の具体的な事例](#)
- [2. IGF の基本的な性格と日本政府の責任](#)
- [3. 公平な討議の場にとっての参加の権利の重要性](#)
- [4. IGF の行動規範と憲法に反する日本政府の対応](#)
- [5. 日本政府は IGF を国益のために利用しようとした](#)
- [6. 日本は IGF のプロセスへの政府の関与に悪しき前例をつくってしまった](#)
- [7. 日本国内の団体としての反省](#)

宛先

内閣総理大臣 岸田文雄 殿
法務大臣 小泉龍司 殿
外務大臣 上川陽子 殿
総務大臣 松本剛明 殿
デジタル大臣 河野太郎 殿

1. ビザ発給拒否の具体的な事例

2023年10月8日から12日まで京都で開催された[インターネット・ガバナンス・フォーラム\(IGF\)](#)では、海外参加者の日本への入国ビザが発給されないケース(以下、これをビザ発給拒否と呼ぶ)が複数発生した。JCA-NET が把握した事例として、例えば、以下のようなケースがある。

- アフリカのいくつかの国の日本大使館は、IGF の事務局を担う国連経済社会局から資金援助を受けている参加者の場合であっても、銀行残高証明書を要求したり、場合によっては滞在先の証明書などを要求した。しかもこれらの書類を提出しても、理由も告げられずにビザの発給が拒否された例がある。
- 必要な招待状を持っており、正式な要件をすべて満たしていたにもかかわらず、ビザの発給が拒否されたケースがある。日本領事館に対して、発給拒否決定に異議を申し立てても受け入れられなかった事例が複数確認されている。

このほか私たちが把握できていないケースもあると推測される。いったいどれだけの人たちが IGF への参加を阻止されたのか、全体像は不明である。¹

JCA-NET は、理由の如何を問わず、日本政府による IGF の参加者に対するビザ発給拒否について強く抗議し、当事者及び IGF のすべてのステークホルダーに対して公式の謝罪を要求する。

1 以下に、ビザが発給されなかったケースに言及している IGF 参加者からの発言がある。IGF 2023 - Day 4 - Open Mic - Taking Stock - RAW <https://www.intgovforum.org/ar/content/igf-2023-%E2%80%93-day-4-%E2%80%93-open-mic-taking-stock-%E2%80%93-raw>

2. IGF の基本的な性格と日本政府の責任

IGF は国連主催の会議であり、日本政府は今年の開催国として、この会議の円滑な運営に責任ももつ立場にある。開催国は、IGF が「[グローバルなマルチステークホルダーのプラットフォーム](#)」であることを最大限尊重した会議の運営に責任を持つ。

IGF について、公式[ウェブサイト](#)では以下のように説明されている。²

IGF は、途上国を含むすべての国の利害関係者にインターネット・ガバナンスに関する議論に参加する機会を与え、これらの利害関係者が現行のインターネット・ガバナンス制度や取り決めへの参加を促進するような知識やスキルを身につけることを可能にし、キャパシティビルディングに貢献する。最終的には、先進国から途上国まで、政府から国際機関まで、民間セクターから市民社会まで、すべての利害関係者が参加することが、インターネット・ガバナンスにおけるダイナミックな公共政策を推進するためには必要不可欠である。

上記の趣旨を踏まえて日本政府は会議の開催を準備する責任がある。つまり、日本政府は、市民社会からの参加について、政府代表等と平等に参加する権利を保障する義務を負う。特にグローバルサウスの市民社会からの参加を保証することは最重要課題である。ビザ発給拒否は、IGF における民主的で開かれた討議の場そのものを毀損する行為であり、IGF の理念に反するものである。

3. 公平な討議の場にとっての参加の権利の重要性

IGF が重要な会議であるとしても、グローバルなインターネットのコミュニティには、国境を越えて国際会議に参加できるだけの経済的余裕のない人々が膨大な数存在する。IGF に参加する NGO のメンバーは、こうした人々の利害を代表して参加している。一人の参加者が入国できないという事態は、その彼/彼女が代表している数万、数十万の人々の声を封殺することに等しい行為だ。しかも、政府や企業の関係者の入国が許可されていることを考慮に入れると、日本政府によるビザの発給拒否はマルチステークホルダーの条件を毀損し、討議空間の公平性そのものを損う行為である。この意味でも、日本政府の責任は極めて大きい。

ビザの発給拒否は、参加を阻止された当事者だけでなく、すべての参加者にとってもとりかえしのつかない不利益をもたらす。本来であれば可能であったはずの様々な利害関係者との間の議論や交流が妨げられたからだ。スポーツの国際試合でいえば、開催国の思惑で参加予定の選手の一部のビザが発給されずに、チームが試合にでられなかったり、本来のプレイができなかったといったケースを考えれば、ビザ発給拒否の不当性はあきらかだろう。日本政府は入国に関して差別的な対応をとったことは明らかであり、私たちは厳しく批判する。

4. IGF の行動規範と憲法に反する日本政府の対応

今回のような入国ビザの発給拒否は、IGF の[行動規範](#)に反する行為である。IGF の行動規範には以下のように明記されている。

国籍、性別、人種・民族、宗教・信条、障害、年齢、性的指向にかかわらず、IGF コミュニティの全メンバーを平等に扱い、IGF コミュニティの全利害関係者は、対面でもオンラインでも、礼節をもって互いに接すること。

開催国が参加者の入国に関して、ビザの発給で差別することは「IGF コミュニティの全メンバーを平等に扱」うべきと定めた規範に完全に違反する行為である。この行動規範違反は、極めて重大であり、私たちは、最も厳しい言葉で日本政府を非難する。

また、日本国憲法の遵守義務にも違反している。憲法では以下のように明記されている。

² 2023 年 10 月 13 日。 <https://web.archive.org/web/20231013185626/https://www.intgovforum.org/en/about#about-igf-faqs> 現在は記述内容が変更されている。

21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 項 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

ビザの発給拒否は、当事者の言論・表現の自由を奪うことを意味している。更に憲法 14 条では、政府が政治的・経済的・社会的関係において「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」に基く差別を禁じている。ビザの発給拒否は、この憲法の理念にも反する差別的な措置であり、容認できない。

5. 日本政府は IGF を国益のために利用しようとした

今回の日本政府によるビザ発給拒否の背景には、日本政府による IGF の政治的な利用という思惑がある。

日本政府は「誰一人取り残さない、自由で開かれたインターネットの発展」を繰り返し強調している。³「誰一人取り残さない」といいながら会議への参加者のビザ発給拒否を自ら引き起した。なぜこのような矛盾した対応になったのか。

そもそも日本政府がいう「自由で開かれたインターネット」とは、日本政府が推進する「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT)」の言い換えに過ぎない。DFFT は、2019 年 1 月の世界経済フォーラムにおいて、当時の安倍晋三総理大臣が提唱し、2019 年 6 月の G20 で首脳宣言に盛り込まれた日本の国益に基く政策である。⁴

日本政府が情報通信関連の外交で、グローバルサウスにおいて深刻になっているインターネット遮断や検閲の問題に真剣に取り組んだことはない。また知的財産権よりもオープンソースを重視する政策をとったこともない。現在深刻なジェノサイドを被っているガザは、10 月 7 日以前から、長年にわたってイスラエルがインターネット回線を支配し、通信施設を空爆するなどの暴力をふるってきた。このことに日本政府は一言の批判も口にすることもなく、ガザに開かれた自由なインターネットを支援しようともしていない。「誰一人取り残さない、自由で開かれたインターネット」は実体を伴わないプロパガンダなのだ。そして DFFT は、日本を含む先進国の情報通信多国籍資本がグローバルサウスのデータを搾取してきた既存の体制を維持し、同時に、5eyes+ の諸国とともにグローバル監視資本主義の体制を防御するための地政学的な枠組である。日本政府は、IGF を国策に利用することにしか関心を示さず、マルチステークホルダーの意義をそもそも理解しておらず、その結果として、グローバルサウスからの参加者の入国にビザの発給拒否という IGF の行動規範違反を平然と行うことになったのだ。

6. 日本は IGF のプロセスへの政府の関与に悪しき前例をつくってしまった

IGF は、毎年どこかの国で開催される。開催国は、ビザ発給を含めてあらゆる関係者の参加と言論の自由のための空間を保障する責任を果さなければならない。開催国政府は、IGF を自らの国策、国益のために利用すべきではない。開催国の首脳などが特別にスピー

3 今年春の G7 デジタル大臣会合の閣僚声明では何箇所か IGF への言及がある。たとえば「我々は、インターネットガバナンスにおける包摂的なマルチステークホルダーアプローチを強く支持し、推進する。我々は、インターネット政策を議論するための主要なマルチステークホルダーフォーラムとして、国連インターネットガバナンスフォーラム (IGF) への支持を強化する。我々は、日本国京都市で開催される IGF2023 の成功に向けて、国内、地域、世界のステークホルダーとの連携強化を含め、総力を挙げて取り組むことを約束する。」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000879093.pdf

岸田は、オープニングのスピーチで「インターネットが、信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT) を促進し、引き続き人類の発展に貢献するためには、オープン、自由、グローバル、相互運用可能、安全かつ信頼できるインターネットを維持することが必要であると確信しています。」と述べた。
https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202310/09igf_opening.html

河野デジタル大臣も IGF に参加して、G7 で承認された DFFT 具体化に向けた国際枠組みを宣伝した。
<https://www.digital.go.jp/news/aa61bed1-1c3e-4247-bb8c-d748010d9ea1>

4 <https://www.digital.go.jp/policies/dfft/>

ちしたり、開催国が特権をもって会議を設定するなどの行為を認めるべきではない。開催国であっても、他の参加者と対等な立場をとり、あくまで開かれた討議の場所を提供することに徹すべきである。これが、インターネットガバナンスにおける包摂的なマルチステークホルダーアプローチを実現するための最低限の要件である。

日本政府のように IGF を国策に利用し、特権的に会議の場を利用するようなことが今後も続くことが危惧される。国外の市民社会からの参加が規制されたり、会議中の国内の活動家の自由な発言や行動が会議終了後に弾圧の対象になるようなことは断じて許してはならない。もしこうした開催国の振舞いが許されてしまえば、IGF は包摂的なマルチステークホルダーアプローチを根底から損うことになる。これはインターネットのガバナンスにおける市民社会の参加にとって深刻な問題である。日本政府の今回の IGF の運営は、悪しき前例となった。この意味でも日本政府の責任は大きい。

7. 日本国内の団体としての反省

JCA-NET は IGF に参加した。また、国内のインターネットや情報通信関連の有力な団体が、日本政府とも協調しつつ IGF に参加している。にもかかわらず、グローバルサウスからの参加者へのビザ発給拒否という最悪の事態を防げなかった。このことは日本政府だけでなく、日本の市民社会もまたグローバルサウスからの参加の重要性やマルチステークホルダーの意義が十分理解されていなかったことを示している。日本の市民社会が十分に政府の対応を監視する役割を果たせていないことの証左ともいえる。

また JCA-NET は進歩的コミュニケーション協会 (APC) からビザ発給拒否の情報を得ながら十分な対応を行うことができなかった。その結果として、多くの友人が入国できないという結果を招いた。JCA-NET として、日本国内から外務省や総務省などに対して事前に対処できることがあったにもかかわらず、十分な対応を行えなかったことを心からお詫びしたい。今後、国際会議などで、海外からのゲストの入国について、同様のビザ発給拒否などが行なわれる可能性があり、今後の対応についても可能な対処を検討してゆきたい。

この声明についての問い合わせ先
JCA-NET 理事会
理事(代表) 小倉利丸
toshi@jca.apc.org
070-5553-5495